（小規模企業共済契約者貸付金（無利子））
小規模企業共済契約者貸付金（無利子）の時価については、元金をリスクフリーレートで割り引いて算定する方法によっております。
（倒産防止共済貸付金）
倒産防止共済貸付金の時価については、元金の額をリスクフリーレートで割り引いて算定する方法によっております。
（倒産防止共済一時貸付金）
倒産防止共済一時貸付金の時価については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
（設備資金貸付金）
設備資金貸付金の時価については、元利金の合計額をリスクフリーレートで割り引いて算定する方法によっております。

⑶　信託資産
信託資産の時価については、金融機関から提示された価格によっております。

⑷　貸付有価証券担保預り運用資産
貸付有価証券担保預り運用資産の時価については、金融機関から提示された価格によっております。

⑸　貸付有価証券担保預り金
貸付有価証券担保預り金の時価については、金融機関から提示された価格によっております。

（注２）その他有価証券（非上場株式及び投資事業有限責任組合出資、貸借対照表計上額92,238,359,442円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑴有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

［賃貸等不動産関係］

当機構では、起業家や新分野・新事業進出に取り組む事業者のためのインキュベーション施設、新製品開発等を行う事業者のための試作開発型事業促進施設、製販一体型施設やＳＯＨＯ企業のための都市型産業支援施設及び産業用地などの賃貸等不動産を全国に有しております。これらの賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は次のとおりであります。

（単位：円）

用途	貸借対照表計上額			当期末時の時価
	前期末残高	当期増減額	当期末残高	
インキュベーション施設	8,728,206,123	△ 362,767,411	8,365,438,712	8,918,037,000
試作開発型事業促進施設	3,213,837,221	△ 75,014,379	3,138,822,842	2,715,296,000
都市型産業支援施設	2,012,893,620	△ 113,735,325	1,899,158,295	2,074,478,000
産業用地	477,980,764	0	477,980,764	464,304,774
合計	14,432,917,728	△ 551,517,115	13,881,400,613	14,172,115,774

（注１）貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
（注２）当期増減額のうち、主な増減額は次のとおりであります。
インキュベーション施設
取得による増加　（１箇所）　729,000円
減価償却による減少　（15箇所）　363,496,411円
試作開発型事業促進施設
減価償却による減少　（８箇所）　75,014,379円
都市型産業支援施設
減価償却による減少　（４箇所）　113,735,325円
（注３）当期末の時価は、不動産鑑定士による鑑定評価額に基づき、当法人で算定した金額であります。
また、賃貸等不動産に関する平成27年３月期における収益及び費用等の状況は次のとおりであります。

（単位：円）

用途	賃貸収益	賃貸費用	その他
インキュベーション施設	1,025,779,877	746,645,452	—
試作開発型事業促進施設	220,971,774	147,990,350	—
都市型産業支援施設	288,834,125	199,537,515	—
産業用地	35,688,000	4,159,057	—
合計	1,571,273,776	1,098,332,374	

注）賃貸費用には人件費、一般管理費等の間接経費は含まれておりません。

［資産除去債務関係］

不動産賃貸借契約に基づく本部・地域本部事務所の内部造作
当機構は、本部及び地域本部の事務所について、不動産賃貸借契約等に基づき退去時における原状回復に係る債務を有しております。
本部事務所については、平成19年12月24日閣議決定の独立行政法人整理合理化計画において、「虎ノ門事務所について、賃借面積の縮小を含む見直しにより、賃借料の削減に努める」ことが掲記されていることから、虎ノ門事務所の継続使用が前提であり、現在のところ移転の予定はありません。今後、平成22年12月７日閣議決定の「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（以下「基本方針」という。）を受けて、不要となる部分に係る事務所の一部退去を行うことは有り得ますが、その時期及び範囲については現在未確定な状況であります。
地域本部事務所については、他法人の事務所との共有化又は近接化の推進をうたった平成25年12月24日閣議決定の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（以下「基本的な方針」という。）を受けて、不要となる部分に係る事務所の一部退去を行うことは有り得ますが、その時期及び範囲については現在未確定な状況であります。
このようなことから、当該資産除去債務については、履行時期及び履行時期の範囲と蓋然性を予測することは困難であり、資産除去債務を合理的に見積もることができないため計上しておりません。

［不要財産に係る国庫納付等関係］

１．不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

勘定名	資産の種類	帳簿価額	備考
産業基盤整備勘定	現金及び預金	40,229,768円	政府出資金（第二種信用基金）
小規模企業共済勘定	現金及び預金	442,804,145円	運営費交付金の精算収益化に相当する額の資金
合計		483,033,913円	